平成２２年（再イ）第２０２号
埼玉県所沢市西所沢１丁目15番12―403号
サーパスシティ所沢
再生債務者　鈴木　康之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月12日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第４２号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目68番地　追浜西ドミトリー3113
再生債務者　池上　健勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月12日　金沢地方裁判所

平成２２年（再イ）第２３０号
宮城県亘理郡亘理町逢隈下郡字横捲49番地８
再生債務者　今澤　　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月12日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第４０号
長野市丹波島３丁目821番地４
再生債務者　保科　至宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月12日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再イ）第２２号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉793番地６
再生債務者　土屋　純二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月11日
長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２３年（再イ）第１５号
名古屋市北区喜惣治１丁目438番地　レオネクストアグリハウス101号、住民票上の住所三重県伊勢市神田久志本町1335番地２
再生債務者　田邉　善久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第７８５号
札幌市豊平区平岸６条13丁目３番30―601号
再生債務者　山崎亜希子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２７号
札幌市白石区平和通16丁目北５番24号
再生債務者　荒田　　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第３号
北海道虻田郡洞爺湖町栄町11番地14
再生債務者　高橋　伸人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月12日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２２年（再イ）第８６号
福島県郡山市大槻町字御花畑27番地の１
再生債務者　影山　明彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月12日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２２年（再イ）第１２０号
大津市中央１丁目５―25　小堀マンション4040号
再生債務者　岩見　知香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月12日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再イ）第１３０号
滋賀県高島市今津町北仰217番地38
再生債務者　金澤　　哲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月12日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再イ）第３５号
山口県下関市千鳥ヶ丘町12番15号
再生債務者　上野　昭彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月12日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２３年（再イ）第４号
山口県宇部市風呂ケ迫町１番11―402号、住民票上の住所同市大字中野開作463番地９
再生債務者　石井　　佳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月12日　山口地方裁判所宇部支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第11号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成23年５月11日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成23年５月25日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第Ｓ114号
2、名称　株式会社堀場製作所
3、住所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町２番地
4、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度検出器

1、承認番号　第Ｓ115号
2、名称　株式会社堀場製作所
3、住所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町２番地
4、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度検出器

1、承認番号　第Ｓ116号
2、名称　株式会社堀場製作所
3、住所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町２番地
4、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度検出器

1、承認番号　第ＳＳ111号
2、名称　株式会社堀場製作所
3、住所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町２番地
4、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度指示計

1、承認番号　第ＳＳ112号
2、名称　株式会社堀場製作所
3、住所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町２番地
4、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度指示計